

平成23年(ワ)第101号 損害賠償請求事件

原 告 上原正穏

被 告 株式会社琉球新報社

平成23年11月8日

### 準備書面3 (原告)

那覇地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 德永信一



#### 第1 連載原稿の掲載を求める権利ないし法的利益について

##### 1 はじめに

本件は原告と連載執筆契約を締結していた被告が琉球新報紙上に確保されていた原告の長期連載『パンドラの箱を開ける時』の掲載スペースに原告から渡された執筆原稿につき、被告の編集方針を理由に掲載を拒否したことが、連載執筆契約に係る債務不履行ないし不法行為を構成するとして慰謝料等の損害賠償請求を求めるものである。

##### 2 最高裁判例について

(1) 最高裁小法廷平成20年6月12日判決(甲9)の事案は、NHKでいわゆる従軍慰安婦問題を裁く民衆法廷「日本軍奴隸制を裁く女性国際戦犯法廷」(以下「本件女性法廷」という。)を取り上げた番組を放送したところ、実際に制作、放送された番組の趣旨・内容は、取材の際に説明を受けたものとは

異なっていたことから、本件女性法廷をつぶさに紹介する趣旨、内容の放送がされるとの信頼、期待を害されたとして、NHK及び番組制作会社を被告にして債務不履行ないし不法行為責任に基づく損害賠償を求めたものである。

(2) 最高裁判決は、①放送事業者がどのように番組を編集するかは、表現の自由の保障の下、公共の福祉の適合性に配慮した放送事業者の自律的判断にゆだねられているとして、放送事業者の広範な編集の自律を認め、②取材担当者の言動から取材対象者において取材内容が一定の内容、方法で番組に使用されるものと期待し、信頼しても、その期待や信頼は原則として法的保護の対象とはならない、③もっとも例外の余地があり、取材に応じることで格段の負担がある場合、取材担当者から必ず一定の内容、方法によって番組で取り上げる旨説明し、その説明が客観的にみても取材に応じる意思決定の原因となったようなときは、取材対象者の期待ないし信頼は法律上保護される利益となり得るとしたうえで、本件では③の例外の場合に該当するとはいえないとして、取材対象者の期待ないし信頼に対する不法行為の成立を認めていた原判決を破棄自判したものである。

(3) ところで前記最高裁判決の事案は、新聞媒体ではなく放送媒体に関するものであるが、新聞媒体も放送媒体と同じく国民の「知る権利」に奉仕するものであることから、その編集の自由と自律が保障されている。他方、新聞社も放送事業者と同じく、その公共性に照らし、一定の制約に服すのであり、編集権の行使にあたっては、「正確で公正」「独立と寛容」「人権の尊重」「品格と節度」が求められている（甲15：新聞倫理綱領）。

また、新聞記者等の取材を受けた取材対象者において取材内容がつぶさに新聞紙上に掲載されると期待・信頼した場合に、その期待ないし信頼が法的な保護に値する場合があり得ることも放送の場合と同じである。

3 執筆原稿の掲載を求める原告の権利、もしくは期待ないし信頼  
取材対象者と放送事業者との間に特段の契約のない場合における取材対象者の放送番組の内容に対する期待と信頼が問題になった前記最高裁判決の事案と

は異なり、本件は、ドキュメンタリー作家である原告と新聞社である被告との間には、それまでの連載の実績と相互信頼に基づいて、長期間にわたる連載執筆に係る契約が成立していた。原告は当該契約の本来的内容として被告に対し、執筆した原稿につき、原稿料の支払いとともに、琉球新報紙の所定の欄・枠に掲載されることを求める契約上の権利を有していたのである。

仮に、原被告間の連載執筆契約に執筆原稿の掲載を求める権利が含まれないという解釈をとったとしても、ドキュメンタリー作家である原告は、被告から依頼された長期連載の執筆にあたり、その構想を練り、各地の図書館を歩廻し、取材対象者を訪ねて聞き取りを行ったうえで執筆を行うといった「格段の負担」を払っており、従前からの長期連載の実績と慣例（原告が執筆した原稿は、例え重複があっても、そのまま掲載されてきた。但し、校正や紙幅調整の範囲での修正は別である）に基づいて原告が執筆した原稿がそのまま掲載されると期待し、あるいは信頼したものであり、かかる期待や信頼は、前記最高裁の論法に照らし、法的保護に値する利益であることは明らかである。

なお、前記最高裁判決に付された横尾和子裁判官の少数意見は、事実についての報道及び論評に係る番組の編集の自律は取材対象者の期待、信頼によって制限されることは認められないという。この点を鑑みると、本件で問題となっているのは被告の琉球新報の記者ないし編集委員による事実の報道ないし論評ではなく、原告が発掘した事実や原告なりの見方による物語の掲載が予定されている夕刊の連載欄への掲載である。編集の自律より、連載執筆者の表現の自由と掲載に対する期待・信頼が尊重される場面であることは明白である。

## 第2 掲載拒否の実際とその理由について

### 1 前泊記者にわたった原告の素原稿

平成19年6月17日、原告は秘書の屋比久吉広を通じて、被告の前泊記者のメール・アドレス (m a e @ r y u k y u s h i m p o) に宛て、平成19年6月19日から始まる予定だった『パンドラの箱を開ける時』第2話「渡嘉

敷で何が起きたのか」の一週間分（5回分）の素原稿を送信して交付した。なお、素原稿は翌18日に送られてくる山里孫存（OTVの編集次長）から送られてくる写真に合わせて手を入れる予定であり、「イスラエルの東端に」（約3回分）と「ニューヨーク・タイムズ」（約2回分）からなるものであった（甲3の1～3）。

被告が原告の原稿だとして証拠提出した乙4号証は、「イスラエルの東端に」だけであり、「ニューヨーク・タイムズ」は含まれていない。「ニューヨーク・タイムズ」の素原稿では、1985年（昭和60年）に原告が沖縄タイムスの『沖縄戦日誌』で取り上げた渡嘉敷島の集団自決を報じたニューヨーク・タイムズの記事に登場する「日本兵」が、その後の調査研究で実は住民である防衛隊員の間違いであったことを指摘している。文字どおり「軍民一体」の戦いを繰りひろげて「みんななくなってしまった」伊江島の住民と同じ運命を慶良間の住民も辿るはずだったのである。ところが、そうはならなかった。

第2話「慶良間で何が起きたのか」は渡嘉敷、座間味、慶留間の「軍がいた」島々の「玉砕」と呼ばれた集団自殺と、同じく「軍がいた」阿嘉島で「集団自殺が全く起こらなかつたこと」を伝え、「軍がいなかつた」屋嘉比島で「集団自殺があつたこと」を伝え、その時の島々の住民の心理状況を徹底的に分析し、「集団自決」そして今では「集団死」とか「強制集団死」とかの言葉が新聞紙上や書籍に氾濫している現状も徹底的に分析しようと考えた。そして、戦後の援護法を“玉砕者”あるいは“集団自殺者”的遺族に適用する過程で真相が歪められ、隠されていったことを明らかにする予定であった。（甲22）

なお、訴状では「慶良間で何が起きたのか」の導入部の原稿を担当記者に送信した日を6月15日としていたが、証拠に基づき6月17日と訂正する（甲3の1）。

## 2 被告による異様な検定撤回キャンペーン

平成19年3月30日、文科省は平成20年度から使用される高校教科書の検定結果を発表し、沖縄戦の集団自決について日本軍の命令や強要があったと

の記述は、近年の研究を踏まえれば必ずしも明らかとは言えず、「実態を誤解する恐れがある」との検定意見を付した。

琉球新報は翌日の一面で『『自決強制』を削除』として大々的にこれを取り上げ（甲10）、社説では「沖縄戦の実相歪めないか」として検定意見を批判している（甲11）。ただ、そこでは、「日本軍の直接の命令があったかどうかは、確かに意見の分かれるところだ」とし、「でも『正しい理解』を誰が決めるのだろうか。学校では、多様な見方があるのを学ぶことを教えるのが大事だ。」「特に歴史教科書では、押し付けはやめるべきだ」と結ばれており、6月以降に展開されるヒステリックな論調と比べると穏当なものにとどまっていた。

6月に入ると琉球新報紙上での検定撤回キャンペーンは俄かに激しいものとなり、6月5日、6月11日、6月15日、6月23日と続けざまに4本もの社説がこの問題を取り上げ、その内容も、「正しい理解を押し付けるな」ではなく、軍命は事実であると決めつけ、「沖縄戦の歴史を歪めるな」という性急な軍命説キャンペーンとなって検定の撤回を求める市町村の決議を煽動していった。社説は、その後も7月5日、8月9日、9月23日、9月29日、そして9月30日の検定撤回県民集会まで続いた。（甲12）

同年6月からの洪水のような検定撤回・軍命説キャンペーンの激しさは、その記事の内容と本数の膨大さに如実に表れている。連日のように、当時幼児だった者の語りや全くの伝聞を大々的にとりあげて軍命説を自明の事実だとして喧伝するありさまであり、あえて理性的態度を封じ、異論を受け付けない硬直した様相を呈していた。（甲13）

原告の連載『パンドラの箱を開けるとき』第2話「渡嘉敷で何が起きたのか」は、そんな検定撤回キャンペーンの嵐の中、県民が最も関心をもっているテーマについて、客観的で実証的な資料と研究に基づくドキュメンタリーとして連載されようとしていた。そしてその内容は集団自決の体験者らの「軍命はなかった」という数々の証言や資料を基にしたものであり、琉球新報が展開するキャンペーンに真っ向から冷や水を浴びせるものであった。

前泊記者らが原告に告げたように原告の執筆原稿の掲載拒否は、被告の方針に反するものであったからであった。

### 3 読者の感想 --- 「これが沖縄の言論封殺だ」---

沖縄随一のアクセス数を誇るブログ「狼魔人日記」の執筆者である江崎孝は、当時、琉球新報を講読しており、原告の連載『パンドラの箱を開ける時』の熱心な読者であった。江崎は琉球新報と沖縄タイムスによる性急な検定撤回キャンペーンに、報道の正確さや公正をかなぐり捨てて世論を誘導・煽動する異様さと傲慢を感じ、原告が予告していた「第2話 慶良間で何が起きたのか」の連載開始を期待と不安とともに待っていた。原告であれば集団自決の原因は軍命ではないという真実を、勇気をもって書くだろうという期待と、原告であっても被告の圧力に屈するかも知れないという不安があったからである。果たして、6月19日の夕刊の連載欄には、予定されていた原告の連載はなく、しかも、読者に対する一言の断りもなかった。江崎は被告の本社に電話をして問い合わせたが、納得できる説明は得られなかった。

江崎孝は、このときの読者無視の一方的な連載中断を被告による「言論封殺」だと捉え、理不尽な琉球新報の処置に対する抗議を連日「狼魔人日記」に綴り、多数の読者から絶大な支持を得た。江崎は翌年、当時の琉球新報と沖縄タイムスのキャンペーンの異様さと、原告の連載中断にみられる「言論封殺」の実態について月刊誌『Wii』に寄稿している（甲14）。

読者の目を通して客観的にみれば、当時の琉球新報による『パンドラの箱を開ける時』の突然の連載中断は、まさしく読者を無視した「言論封殺」にほかならなかったのである。社会の公器として守るべき「公正」さも、真実に対する「謙虚」さも、異論に対する「寛容」もなかった。そこには国民の「知る権利」に奉仕すべき新聞の使命をかなぐり捨て、政治的イデオロギーと思惑に基づいて沖縄県民の世論を誘導しようとする奢りと、独善のプロパガンダに陥った新聞の形骸があるばかりであった。

### 4 『うらそえ文芸』における対談と星雅彦に対する掲載拒否

沖縄文化協会会長の星雅彦は、浦添市文化協会の会長として『うらそえ文芸』の編集長を務めている。平成21年5月発行の『うらそえ文芸』は集団自決に関する特集を組み、星雅彦の「集団自決の断層」と原告の「人間の尊厳を取り戻すとき」とともに、原告と星雅彦の対談を掲載し、沖縄の新聞を寡占する琉球新報と沖縄タイムスにおける編集方針の偏りが指摘されている（甲7）。

『うらそえ文芸』の特集は、星雅彦が経験した被告による掲載拒否をきっかけとしている。

星雅彦は、被告の宣保記者からの原稿依頼を受け、集団自決に関する論考を執筆した。その内容は集団自決が軍命による強制だったというのは根拠がないばかりか、却って皇国史綱や軍国思想に洗脳されて村民が軍に協力していた当時の空気を伝えられなくなってしまうというものであった。

これに目を通した被告会社の宣保記者は、「右翼が喜びそうな原稿だな」といつて原稿を預り、しばらくしてだいぶ手を入れてリライトした原稿を持ってきて星雅彦にみせた。それは隊長命令がなかったという結論がぼやかされたものになっていたが、星雅彦は、リライト原稿の掲載を承諾した。

しかし、4、5日ほどしてから宣保記者から電話があり、リライトしたものも載せられなくなったといってきた。宣保記者は迷惑をかけたから原稿料を払うといってきたが、星雅彦はこれを断り、「あの原稿でも載せられないというのはおかしなことですね」と控え目に抗議したという。（甲6）

星雅彦が経験した掲載拒否の事実は、被告が検定撤回キャンペーンを展開していた当時、これに反する内容の言論を封殺していたことを如実に証明している。それは原告の原稿の掲載拒否の理由が被告の方針に反することであったことの状況証拠である。

なお、準備書面2の第2－3の主張は上記のとおり訂正する。

### 第3 被告主張（重複禁止）の失当について

#### 1 「バックナー將軍と家族の物語」

再開後の『パンドラの箱を開ける時』の第4話「終わりなき戦い」の「バックナー将軍と家族の物語」①～⑩（甲17の1～19）は、文中に「筆者はバックナー中将の最後について『戦争の時、平和の時』と題し、2002年（平成14年）6月、10回にわたって詳細な物語を琉球新報紙上で発表している。ここでの物語はその要旨にすぎないが、この『終わりなき戦い』で欠かすことのできない重要な部分なので、再び紹介した」とあるように、平成14年6月に連載された琉球新報の『戦争の時・平和の時』の「バックナー中将の死をめぐる人間の物語」①～⑩（甲18の1～19）を一部として取り込んだものである。このように、原告の著述スタイルは、過去に書いた沖縄戦の物語を下敷きにして、新資料と視点でこれを取り込みながら、新たな物語を書き紡いでいくものである。なお、この重複について被告からは何のクレームもなかったことはいうまでもない。

## 2 『戦争を生き残った者の記録』第5話「大田提督の最期」

『パンドラの箱を開ける時』の前の長期連載『戦争を生き残った者の記録』の第5話「大田提督の最期」①～⑦（甲19の1～7）は2006年（平成18年）8月に琉球新報紙上で連載された。これは1995年（平成7年）に発行された『沖縄戦トップシークレット』（甲20）に掲載された第10話「写真の裏の真実－大田實海軍提督の最期」を下敷きにして書き上げた新しい物語である。『沖縄戦トップシークレット』には第11話「牛島司令官の死の謎」も掲載されているが、大田少将の死、牛島中将の死、バックナー中将の死は、1986年（昭和61年）に発行された『沖縄戦アメリカ軍戦時記録』（甲21）でも取り上げたものである（甲21）。

沖縄戦という場所と時期が限定された歴史の著述は、ある事実や資料からみえた物語が、新しい資料と照らし合わせ、修正を余儀なくされたり、異なる見方から見直すことによって幾通りもの物語を紡ぎだすことができたりする。そうした繰り返しの作業によってのみ真実に近づくことができるというのが原告のドキュメンタリー作家としての信念に基づく著述のスタイルである。

このように『パンドラの箱を開ける時』の連載前から、原告はこうした著述スタイルによって次々と沖縄戦に関するドキュメンタリー作品を世に出してきたのであり、そのことは当時の被告の編集長はもちろん、多くの原告を支持する読者たちも承知していたことである。

重複を理由に掲載を拒否したというのは、編集方針を理由に連載を中断させたことを隠蔽するためのつくりごとに過ぎない。(乙22)

以上